

## 鞍手町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	14,773	12,729,315	87,986	1,320,057	10.4	11.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

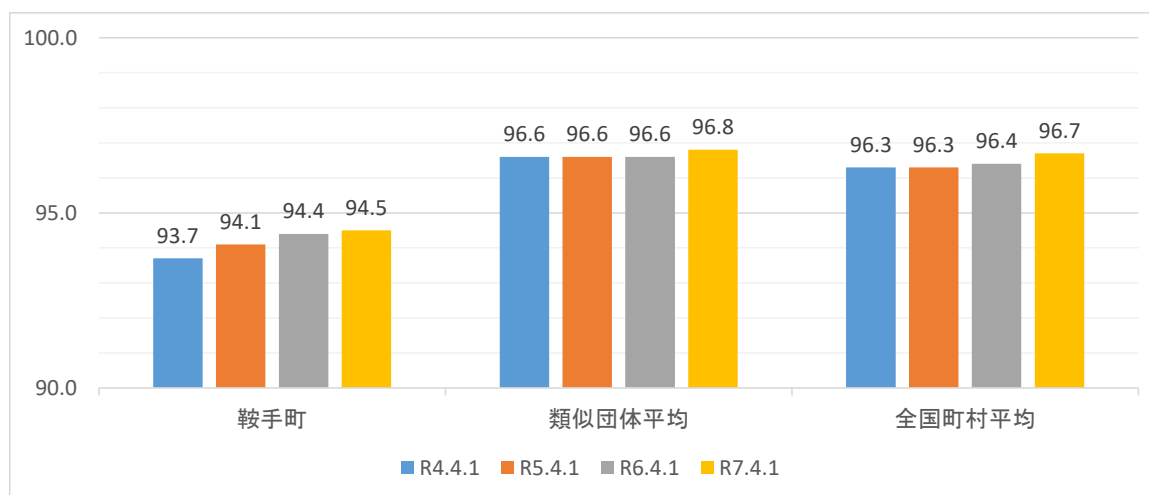
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
令和6年度	118	467,074	85,104	187,797	739,975	6,271	5,869

(注)1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。なお、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費には、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれています。なお、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【ラスパイレス指数が、3年連続で上昇している理由】

職員構成の変動によるもの。

#### (4) 給与改定の状況

省略(人事委員会を設置していないため)

## (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

### ①給料表の見直し

#### 実施内容

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

#### (内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。)

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0%に準じ、不支給。

(実施時期)令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

#### (参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
鞍手町の支給割合	0%	2%	4%

### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鞍手町	42.3 歳	316,200 円	387,481 円	342,407 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

#### ②技能労務職

省略(対象となる職員が1人であり、個人の特定を避けるため)

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		鞍手町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	213,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	180,600 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	280,200 円	295,000 円	344,800 円	369,200 円
	高校卒	251,500 円	278,000 円	322,700 円	353,700 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

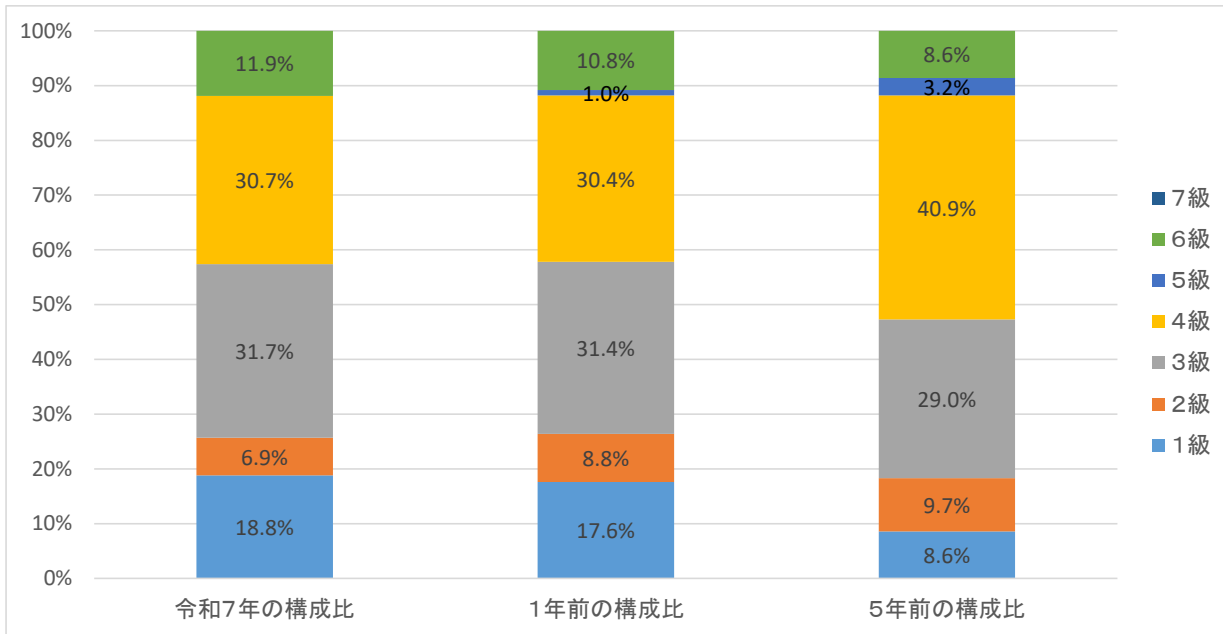
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

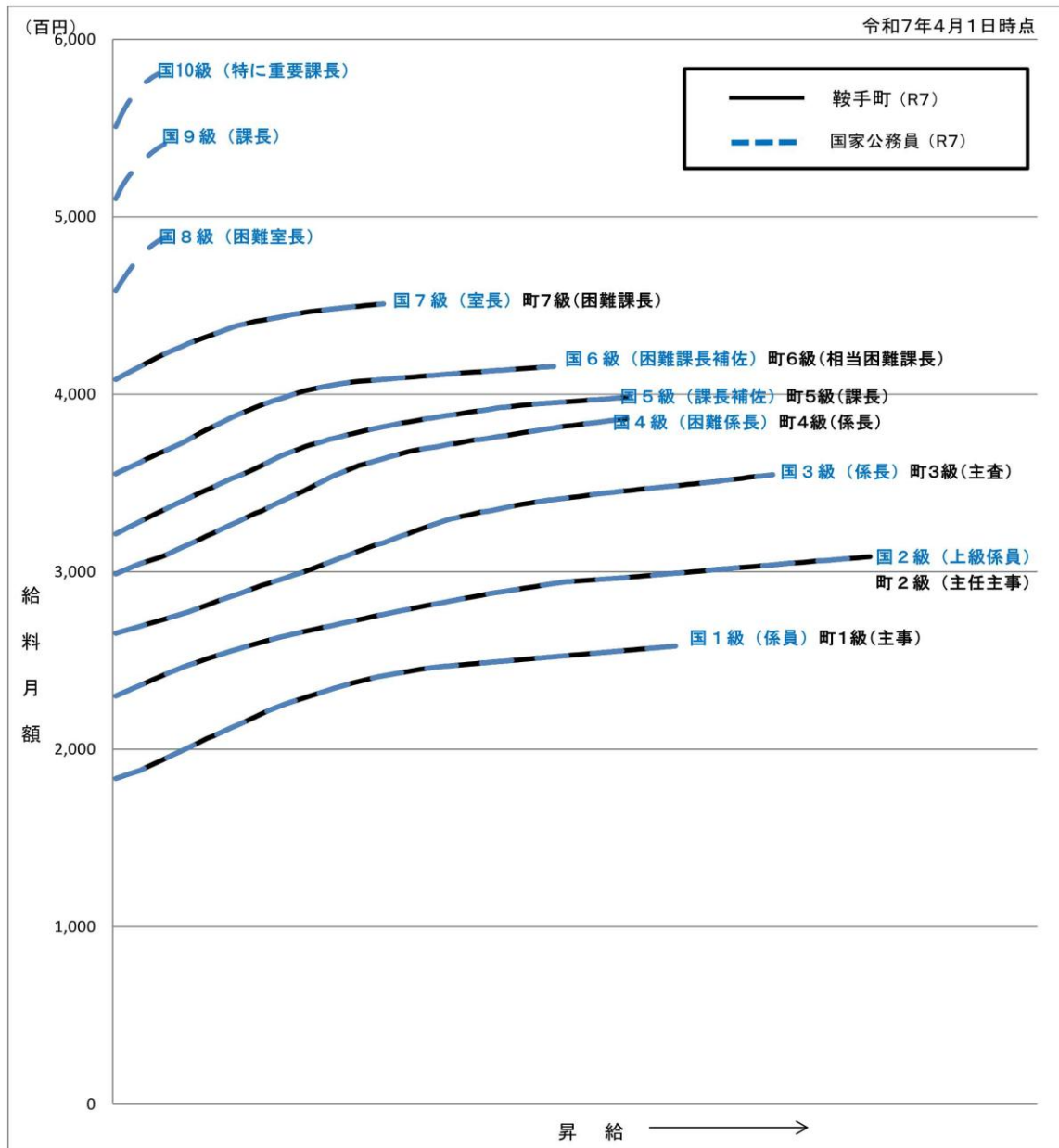
区 分	標準的な職務内容	職員数	内 訳		構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	19人	主事	19	18.8%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事	7人	主任主事	7	6.9%	230,000円	308,500円
3 級	主査	32人	主査	32	31.7%	265,300円	354,700円
4 級	係長、次長、主幹	31人	係長 次長 主幹	25 1 5	30.7%	298,800円	386,100円
5 級	会計管理者、課長、室長及び事務局長	0人	課長 課長補佐	0 0	0.0%	321,300円	398,200円
6 級	会計管理者、相当困難な業務を行う課長、室長及び事務局長	12人	会計管理者 課長 事務局長	1 10 1	11.9%	355,200円	415,700円
7 級	会計管理者、困難な業務を行う課長、室長及び事務局長	0人			0.0%	408,300円	450,900円

(注)1 鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	○		○	
②. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

鞍手町では、人事評価制度を導入しています。当面は、この制度を利用して昇給への勤務成績の反映を検討していきます。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

鞍手町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,731 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注)1( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(鞍手町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
□. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

鞍手町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 2,909 千円 (勸奨・定年) 該当者なし					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
鞍手町	0.0 %	0 人	0 %

##### (4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	0 千円	作業一回につき500円
行旅病人及び死亡人取扱作業手当	行旅病人及び死亡人取扱作業従事職員	行旅病人及び死亡人取扱作業	0 千円	作業一回につき1,000円
し尿処理場作業手当	し尿処理場作業従事職員	し尿処理場作業	0 千円	月額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	44,434 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	376 千円
支給実績(令和5年度決算)	40,680 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	347 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円、子11,500円(特定扶養16,500円)、その他の扶養親族は1人につき6,500円	同じ		12,424 千円	243,607 円
住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万8,000円を限度に支給	同じ		9,023 千円	265,382 円
通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同じ		7,763 千円	65,235 円
管理職手当	職員が管理又は監督の地位にあるときに支給 課長10% 課長補佐9%	異なる	国は役職に応じて定額支給	6,741 千円	449,400 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 1勤務につき4,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	698,000 円 ( )	855,000 円 / 382,500 円
	副町長	610,000 円 ( )	680,000 円 / 430,400 円
	教育長	558,000 円 ( )	— 円 / — 円
報酬	議長	308,000 円 ( )	408,000 円 / 230,000 円
	副議長	258,000 円 ( )	342,000 円 / 180,000 円
	議員	243,000 円 ( )	323,000 円 / 157,000 円
期末手当	町長 副町長 教育長	(令和6年度支給割合) 2.50 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 2.50 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	69万8千円 × 在職年数 ÷ 420 ÷ 100	11,726,400 円 任期毎
	教育長	61万0千円 × 在職年数 ÷ 250 ÷ 100	6,100,000 円 任期毎
	備考	55万8千円 × 在職年数 ÷ 210 ÷ 100	3,515,400 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、町長・副町長については、1期(4年=48月)教育長については、1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

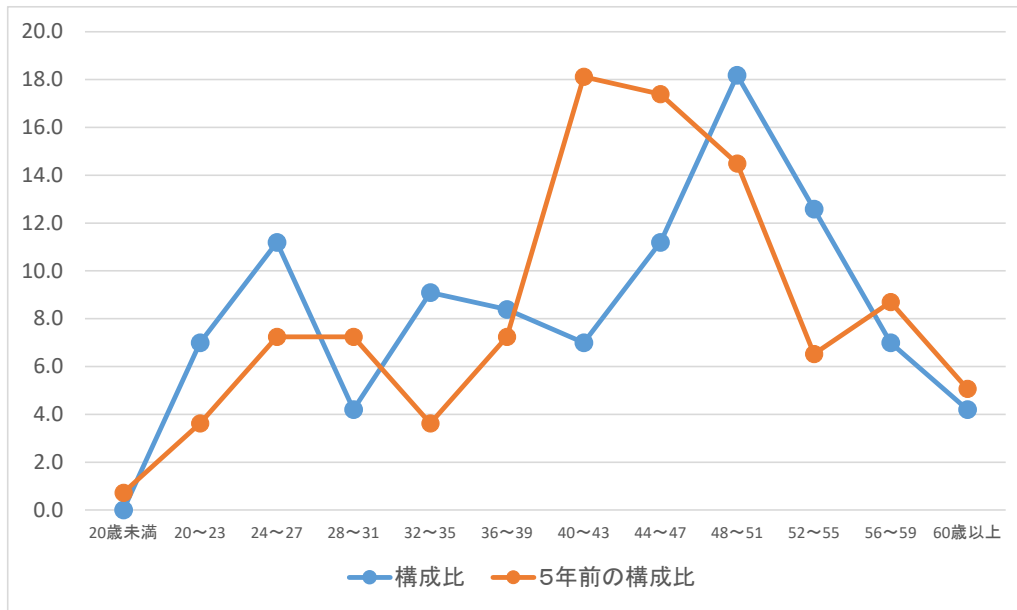
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	35	38	3	病気休職中職員の総務一般部門への課付異動による増
		税 務	7	7	0	
		農林水産	5	5	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	13	12	△ 1	依願退職者の不補充
		民 生	26	25	△ 1	依願退職者の不補充
	衛 生	11	10	△ 1	町管理施設の閉鎖による管理職員の減	
		計	103	103	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.31 人)
		教育部門	13	15	2	統合小学校建設に伴う体制強化
	小 計	116	118	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.63 人)	
公営企業等会計部門	病 院	0	0	0		
	水 道	7	7	0		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	17	14	△ 3	病気休職者の復職に伴う人事異動による減	
	小 計	28	25	△ 3		
	合 計	144 [ 148]	143 [ 148]	△ 1 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.80 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	16人	6人	13人	12人	10人	16人	26人	18人	10人	6人	143人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	99	101	99	103	103	103	4 ( 4.0 %)
教育	13	13	13	14	13	15	2 ( 15.4 %)
普通会計計	112	114	112	117	116	118	6 ( 5.4 %)
公営企業等会計計	26	25	24	25	28	25	△ 1 ( △ 3.8 %)
総合計	138	139	136	142	144	143	5 ( 3.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	317,794	▲2,682	51,118	16.1	16.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	7	25,077	3,354	6,626	35,057	5,008	5,406

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。なお、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費には、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれています。なお、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鞍手町	48.8 歳	367,550 円	519,467 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

鞍手町	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,578 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注)1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鞍手町			団体平均
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額(令和6年度) 7,847 千円
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	支給対象者が1名のため省略		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(率)	国の制度(率)
鞍手町	0.0 %	0 人	0.0 %	0.0 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,387 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	198 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,106 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	200 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円、子11,500円(特定扶養16,500円)、その他の扶養親族は1人につき6,500円	同じ		959 千円	191,800 円
住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万8,000円を限度に支給	同じ		支給対象者が1名のため省略	支給対象者が1名のため省略
通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同じ		385 千円	64,167 円
管理職手当	職員が管理又は監督の地位にあるときに支給 課長10% 課長補佐9%	同じ		支給対象者が1名のため省略	支給対象者が1名のため省略
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 1勤務につき4,000円	同じ		0 千円	0 円

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和6年度	千円 428,861	千円 ▲21,049	千円 16,344	% 3.8	% 3.9

(注) 職員給与費には資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,578千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 3	千円 14,759	千円 1,526	千円 3,628	千円 19,913	千円 6,638	千円 6,319

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。なお、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費には、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれています。なお、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鞍 手 町	48.8 歳	357,170 円	520,507 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鞍手町	団体平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,756 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,561 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鞍手町			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額(令和6年度) 6,119 千円
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額 該当者なし			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(率)	国の制度(率)
鞍手町	0.0 %	0 人	0.0 %	0.0 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	107 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	35 千円
支給実績(令和5年度決算)	198 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	66 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円、子11,500円(特定扶養16,500円)、その他の扶養親族は1人につき6,500円	同じ		828 千円	276,000 円
住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万8,000円を限度に支給	同じ		支給対象者が1名のため省略	支給対象者が1名のため省略
通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同じ		186 千円	62,000 円
管理職手当	職員が管理又は監督の地位にあるときに支給 課長10% 課長補佐9%	同じ		支給対象者が1名のため省略	支給対象者が1名のため省略
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 1勤務につき4,000円	同じ		0 千円	0 円

## 8 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮と増進を目的に実施します。  
町では、「人材育成基本方針」に基づいて研修を実施し、職員の能力開発に努めています。  
令和6年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

職場内研修	モチベーションアップ研修、カスタマーハラスメント研修、人権同和研修、新規採用職員研修
職場外研修	外部派遣研修 (新規採用職員研修、一般職員研修、新任係長研修、新任課長研修、再任用職員研修、 法制執務研修、情報公開・個人情報保護研修、税関係諸研修、その他各種専門研修など)

## 9 職員の厚生福利制度の状況(全職員対象)

### (1) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況(令和6年度決算)

受診者数	142 人
町費負担額	986,332 円

### (2) 職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

主な事業	内 容
短期給付事業	病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付
長期給付事業	年金などの給付
福祉事業	健康の維持・増進に関する保健事業

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。